

社会福祉法人やまがた市民福祉会役員報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人やまがた市民福祉会の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び嘱託職員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程による理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準については、定時評議員会の承認を得なければならない。

(役員等報酬の適用の基準と支給額)

- 第2条 役員の報酬は、次の各号に定める基準によって適用を定める。
- 2 施設長を兼ねる理事については、当法人の給与規程を適用し施設会計から支給する。
- 3 事務局長を兼ねる理事については、当法人の給与規程を適用し施設会計から支給する。
- 4 常勤の理事については、年の総支給額を定めて毎月その12分の1の定額を支給する場合と、当法人の給与規程を適用する場合のいずれかとする。この場合は法人本部会計により支出する。
- 5 非常勤の理事のうち、特に理事会において任務を定めた理事には、担当する団体等の会議、企画に出席した場合、1回当たり3,000円を支給する。この場合は法人本部会計により支出する。
- 6 非常勤の理事のうち、理事長には、決裁及び法人運営上の指導・助言・協議等に当たるために施設に出向く場合、1回当たり3,000円を支給する。この場合は法人本部会計により支出する。
- 7 前各号以外の役員に対する報酬は、理事会、評議員会及び監査に出席した場合、1回当たり3,000円を支給する。この場合は法人本部会計により支出する。
- 8 2～7各号において会計年度の途中において異動があった場合は、日割り計算とし、異動のあったときに支給する。

第3条 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した場合、1回当たり3,000円を支給する。この場合は法人本部会計により支出する。

第4条 評議員選任・解任委員に対する報酬は、評議員選任・解任委員会に出席した場合、1回当たり3,000円を支給する。この場合は法人本部会計により支出する。

第5条 嘱託職員に適用する報酬は1回当たり額ないし月額とし、その額は、臨時職員賃金規程の例により算出した額を基本に、他の職員との均衡を考慮し、理事長が決定する。

(役員の旅費等の扱い)

第6条 役員が必要により出張や出席及び研修を実施する場合には、当法人の旅費・研修規程を適用し法人本部会計より支給する。ただし、施設長及び事務局長を兼ねる理事については施設会計から支給する。

附 則

- この規程は、平成9年4月1日より施行する。
- この規程は、平成12年3月30日より一部改正施行する。
- この規程は、平成13年10月1日より一部改正施行する。
- この規程は、平成20年4月1日より一部改正施行する。
- この規程は、平成29年2月1日より一部改正施行する。
- この規程は、平成29年6月29日の定時評議員会終結の時から実施する。
- この規程は、2021（令和3年）6月25日の定時評議員会終結の時から実施する。